

令和 7 年 5 月 1 2 日
土 木 部

第 6 期世田谷区立自転車等駐車場指定管理者候補者の選定について

【付議の要旨】

令和 8 年 4 月からの第 6 期世田谷区立自転車等駐車場の指定管理者候補者について、下記のとおり選定を行っていく。

1. 主旨

世田谷区立自転車等駐車場の指定期間が令和 8 年 3 月で終了することから、令和 8 年 3 月までの指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区自転車条例(以下「自転車条例」という。)第 2 3 条の 2 に基づき、令和 8 年 4 月からの指定管理者の候補者の選定方法について審議し、選定を行っていく。

2. 指定管理者制度を適用する施設

別紙 1 のとおり

3. 指定期間

5 年間（令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 3 年 3 月 3 1 日）

4. 選定体制

(1) 選定委員会の設置

世田谷区立自転車等駐車場指定管理者選定委員会設置要綱に基づく選定委員会にて選定する。

(2) 選定委員会の所掌及び構成

現在の指定管理に係る評価、指定管理者候補者選定方法等を審議し、指定管理者の候補者を選定する。選定に係る経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

委員構成は、学識経験者を含む外部委員 5 名と区職員 2 名とする。

氏 名	役職・所属等
寺内 義典◎	国土舘大学教授
綾野 康子	東京税理士会世田谷支部
稲垣 具志	東京都市大学准教授
小梨 百合子	世田谷区立小学校 P T A 連合協議会地域環境部長
鈴木 賢治	世田谷区町会総連合会副会長
鎌田 順一	世田谷区土木部長
村田 義人	世田谷区道路・交通計画部交通政策課長

※「◎」は会長

5. 現在の指定管理の状況等

(1) 指定管理者と指定期間

指定管理者：公益社団法人世田谷区シルバー人材センター

指 定 期 間：5年間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 選定委員会による評価

選定委員会による現指定管理者の評価を実施した。

令和3、4、5年度のモニタリング評価結果や利用者アンケートの結果、地域・高齢者雇用を積極的に行っていることを踏まえ、「管理運営が良好である」との総合評価が得られた。

収支状況について適正な予算執行を行うとともに各駐輪場の利用状況に合わせた人員配置やLED照明の推進といった経費削減に取り組んだことを評価した。

一方で、日々の点検・確認漏れを原因とした事故や、接遇等に対する苦情件数は減少傾向にあるものの発生しているため、施設単体の問題とせず、指定管理者全体として課題を共有し、対策を行う必要があるなどの課題が挙げられた。

評価分類	評価結果説明
【個別評価】	
1. 施設の維持管理	仕様書及び協定書に従い、施設の設備・機器の保守管理、修繕、衛生管理が適切に行われている。 LED照明採用による省エネやごみのリサイクル等環境に配慮した取り組みを行っている。
2. 施設の運営	個人情報の管理や障害者差別解消法の対策については適切に取り扱っているが、施設の設置目的や役割について定期的な研修が実施されてはいるが、全ての管理人が十分に理解しているとはいえず、更なる改善が必要である。
3. 事故や緊急時等への対応	防災訓練の実施や救命救急措置研修の受講、安全管理マニュアルを整備するとともに、台風や降雪といった事前に被害が予測される事態においては利用者・周辺住民への安全確保を行っている。
4. サービス向上の取り組み	苦情対応は迅速になされており、また、苦情事例を取り入れた研修等によって情報共有がなされ、接遇改善に向けた取り組みが図られているが、管理人対応にはばらつきがあり、課題を残している。
5. 収支状況	適正な料金設定や効率的な予算執行が行われており、区への利用料金は毎年度納付されている。
6. 改善の取り組み	ニーズを取り入れた大型車スペースの拡充やキャッシュレス決済対応駐輪場の拡充など積極的な改善案の提案があり、且つ、実施している。

【総合評価】 一部管理人において接遇面での課題はあるものの、アンケートや意見投函箱を活用し、利用者ニーズに対応したサービス提供により効果的に運営が行われている。施設の維持管理や、緊急時の体制を整えるとともに、利用料金の見直しや計画的な予算執行によって区へ毎年利用料金が納付されていることを評価する。 【実績評価の反映】 実績評価の反映として、年度評価3年間の配点数に対する合計点数の割合が75%であったため「世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドライン」に沿って、現在の指定管理者が応募する場合は、加点減点を行わない。

6. 指定管理者制度適用の理由

世田谷区立自転車等駐車場は、運営事業者が利用者ニーズを把握しながら、きめ細かなサービス提供を行っており、毎年度収益も安定している。民間事業者の創意工夫や経営手法を活用することで、利用者ニーズへの迅速な対応、提供サービスの向上が期待できる。以上のことから、引き続き期間を5年間とした指定管理者制度を適用する。

7. 選定方法等

(1) 選定方法

選定委員会における審議結果等を踏まえ、条例第23条の2第1項の規定により、指定管理者の候補者を公募により選定することとした。

なお、前回（令和2年度）に実施した現指定管理者公募の際に応募が1団体のみであったことから、新規事業者の参入しやすさを考慮し募集要項について以下の見直しを行う。（別紙2 審査評価項目案参照）

- ①利用料金収入の収支に余剰金があった場合一定割合を区に【納付すること】、としていた項目を【納付することができる】に変更し、納付の有無やその実現性及び計画性について評価を行う。
- ②これまで指定管理者の責務としていた【地域雇用や高齢者雇用の場の提供、放置自転車の解消及び自転車利用の促進の役割を担うこと】の項目は、自転車等駐車場の運営管理者にはそぐわない条件であるため、指定管理者の責務という考えを改め、地域・高齢者雇用や放置自転車対策等について事業者からの提案に基づき、評価項目の雇用計画及び事業提案にて評価を行う。
- ③審査評価の【地域貢献】の項目は、これまで世田谷区にて事業展開していない事業者では、各駐輪場周辺の地域特性や要望など細かな情報を把握することは困難であり公平性に欠けるため削除するが、これまでの管理実績として事業者から地域貢献に関する記載があれば、評価項目の管理概要（管理の実績）の一要素として評価を行うことを募集要項に記載する。

(2) 選定基準

自転車条例第23条の2第3項に定める選定基準に基づき選定を行う。

①区民の平等利用を確保した運営ができること。

②区立自転車等駐車場の効用を最大限に発揮させる運営を行いかつその管理に係る経費の縮減を図ることができること。

③区立自転車等駐車場の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

(3) 選定委員会を省略する例外措置

次期指定管理期間において、新たに条例に定める施設が整備される場合、選定委員会による選定を省略し、新たな施設も一括して次期指定管理者が管理運営を行うものとする。

8. 今後のスケジュール（予定）

令和7年5月	都市整備常任委員会（選定）
6月	公募開始
6月～9月	選定期間
11月	都市整備常任委員会（選定結果） 第4回区議会定例会
令和8年4月	次期指定管理者による管理開始

自転車等駐車場施設一覧

別紙 1

	施設名称	施設位置
1	世田谷区立駒沢自転車等駐車場	駒沢二丁目 6 番 17 号
2	世田谷区立桜新町自転車等駐車場	桜新町二丁目 7 番 15 号
3	世田谷区立用賀自転車等駐車場	用賀四丁目 5 番 5 号先
4	世田谷区立等々力自転車等駐車場	等々力三丁目 2 番 2 号
5	世田谷区立烏山地下自転車等駐車場	南烏山六丁目 2 番 21 号
6	世田谷区立尾山台自転車等駐車場	尾山台三丁目 34 番 14 号
7	世田谷区立経堂南自転車等駐車場	経堂一丁目 12 番 11 号
8	世田谷区立千歳船橋北自転車等駐車場	船橋一丁目 13 番 2 号
9	世田谷区立成城北第二自転車等駐車場	成城六丁目 14 番 10 号
10	世田谷区立八幡山北自転車等駐車場	上北沢四丁目 35 番 12 号
11	世田谷区立用賀西自転車等駐車場	用賀四丁目 9 番 8 号
12	世田谷区立桜上水南自転車等駐車場	桜上水四丁目 18 番 13 号
13	世田谷区立千歳船橋南自転車等駐車場	桜丘二丁目 22 番 1 号
14	世田谷区立九品仏南自転車等駐車場	奥沢六丁目 25 番 9 号
15	世田谷区立明大前南自転車等駐車場	松原二丁目 22 番 6 号
16	世田谷区立上野毛北自転車等駐車場	上野毛一丁目 27 番 13 号
17	世田谷区立三軒茶屋北自転車等駐車場	太子堂二丁目 16 番 1 号
18	世田谷区立烏山北自転車等駐車場	南烏山六丁目 6 番先
19	世田谷区立烏山北第二自転車等駐車場	南烏山六丁目 30 番先
20	世田谷区立用賀西第二自転車等駐車場	用賀四丁目 10 番先
21	世田谷区立二子玉川西自転車等駐車場	玉川三丁目 15 番 3 号
22	世田谷区立下高井戸北自転車等駐車場	松原三丁目 31 番 1 号
23	世田谷区立三軒茶屋中央自転車等駐車場	三軒茶屋二丁目 11 番先
24	世田谷区立烏山北第三自転車等駐車場	南烏山四丁目 10 番 4 号
25	世田谷区立烏山南第二自転車等駐車場	南烏山五丁目 10 番 11 号
26	世田谷区立烏山南第三自転車等駐車場	南烏山五丁目 18 番 19 号
27	世田谷区立池ノ上自転車等駐車場	代沢二丁目 42 番 18 号
28	世田谷区立代田橋自転車等駐車場	大原二丁目 21 番先
29	世田谷区立下北沢自転車等駐車場	北沢二丁目 2 番 13 号
30	世田谷区立下北沢第二自転車等駐車場	北沢一丁目 38 番 10 号
31	世田谷区立下北沢第三自転車等駐車場	北沢一丁目 40 番 11 号
32	世田谷区立三軒茶屋西自転車等駐車場	太子堂四丁目 20 番 8 号
33	世田谷区立三軒茶屋北第二自転車等駐車場	太子堂二丁目 20 番 4 号
34	世田谷区立三軒茶屋二丁目自転車等駐車場	三軒茶屋二丁目 14 番 9 号
35	世田谷区立東松原自転車等駐車場	松原五丁目 2 番 12 号

36	世田谷区立二子玉川西多摩堤自転車等駐車場	玉川一丁目 12 番 7 号先
37	世田谷区立烏山南第四自転車等駐車場	南烏山五丁目 20 番 1 号
38	世田谷区立芦花公園北自転車等駐車場	南烏山三丁目 2 番 1 号
39	世田谷区立自由が丘駅第一自転車等駐車場	奥沢五丁目 42 番 14 号
40	世田谷区立烏山中央自転車等駐車場	南烏山五丁目 17 番 23 号
41	世田谷区立上町自転車等駐車場	世田谷一丁目 25 番先、 世田谷二丁目 1 番先及び 4 番先 並びに世田谷三丁目 3 番先
42	世田谷区立松原自転車等駐車場	赤堤四丁目 1 番 1 号先
43	世田谷区立池尻大橋自転車等駐車場	池尻三丁目 2 番先
44	世田谷区立三軒茶屋北第三自転車等駐車場	太子堂二丁目 16 番 11 号
45	世田谷区立新代田自転車等駐車場	代田六丁目 34 番 13 号
46	世田谷区立世田谷駅南自転車等駐車場	世田谷四丁目 7 番 16 号
47	世田谷区立烏山駅前自転車等駐車場	南烏山五丁目 13 番 1 号
48	世田谷区立烏山東自転車等駐車場	南烏山二丁目 25 番 10 号
49	世田谷区立新烏山南自転車等駐車場	上祖師谷一丁目 37 番 10 号
50	世田谷区立下高井戸南第二自転車等駐車場	松原三丁目 15 番 11 号
51	世田谷区立下高井戸駅前自転車等駐車場	赤堤四丁目 40 番 11 号
52	世田谷区立下北沢東自転車等駐車場	北沢一丁目 46 番先
53	世田谷区立駒沢第二自転車等駐車場	上馬四丁目 3 番 20 号
54	世田谷区立千歳船橋西自転車等駐車場	桜丘五丁目 21 番

審査評価項目（案）

別紙 2

		審査評価項目	
1	管理概要	①	管理の能力
		②	管理の実績
2	管理体制	①	団体の管理・責任体制
		②	防犯・緊急対応時の体制
3	個人情報保護	①	個人情報保護に関する理解
		②	規定の整備及び対策の実施
		③	研修による教育の実施
4	雇用計画	①	雇用計画
		②	採用基準
5	研修計画	①	研修・育成への理解
		②	研修内容の適正さ
6	利用料金	①	近接施設との比較
		②	利用料金設定の合理性・確実性
7	収支計画	①	収支計画の適正さ
		②	管理コスト削減の計画
		③	区に納付できる割合
8	事業計画	①	業務の把握及び運営方法
		②	障害を理由とする差別解消の推進に関する考え方及び取組み
9	事業提案	①	サービス向上及び自転車等駐車場の利用促進対策
		②	利用者ニーズの把握方法
		③	多様化する自転車への自転車等駐車場の対策
		④	放置自転車対策及び自転車安全利用の啓発方法